

## キャッシュレス決済事業者による決済データ連携の瑕疵にかかる解釈

本登録要領 4.3.1⑧に規定する決済データの補助金事務局への連携及び決済データの連携のための付随するデータの連携において、キャッシュレス決済事業者に瑕疵があった場合の解釈は以下の通り。

1. キャッシュレス決済事業者の瑕疵により、消費者に対する還元及び加盟店に対する加盟店手数料の補填がなされない、又は過小になされた場合

当該キャッシュレス決済事業者は、遡って瑕疵なく決済データを補助金事務局に対して連携する義務を負う。当該キャッシュレス決済事業者が瑕疵なく決済データを補助金事務局に対して連携できないことにより、消費者、加盟店又は他のキャッシュレス決済事業者が被る損失について、補助金事務局はその責を負わない。

なお、別途補助金事務局が定める方法で、制度参加加盟店で還元対象取引を行ったことを示す証跡を提出できる場合には、補助金を支出できる場合がある。

2. キャッシュレス決済事業者の瑕疵により、消費者に対する還元及び加盟店に対する加盟店手数料の補填が過大になされた場合

当該キャッシュレス決済事業者は、遡って瑕疵なく決済データを補助金事務局に対して連携する義務を負う。当該キャッシュレス決済事業者が瑕疵なく決済データを補助金事務局に対して連携できないことにより、消費者、加盟店又は他のキャッシュレス決済事業者が被る損失について、補助金事務局はその責を負わない。

なお、当該キャッシュレス決済事業者による瑕疵のある決済データの連携によって、消費者に対する還元及び加盟店に対する加盟店手数料の補填が過大になされた場合は、本登録要領 4.3.1③に規定する不当な取引（※1）に該当する。したがって、当該キャッシュレス決済事業者は、本登録要領 4.3.1④に規定する損失分担ルール（※2）を遵守しなければならない。

（※1）別途、補助金事務局が定める「不当な取引への対応に関してキャッシュレス決済事業者が遵守すべき事項」第二条第三項第四号又は第六号に該当する。

（※2）別途、補助金事務局が定める「不当な取引への対応に関してキャッシュレス決済事業者が遵守すべき事項」第十二条に規定がある。